

令和4年9月8日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「B A. 5 対策強化宣言」期間延長に伴う対策について

現下の本県の感染状況については、新規感染者数がお盆明けから2,000人を超える日もあり、8月18日には、過去最多の2,762人となるなど、これまでにない多くの方の感染が確認されたものの、8月23日以降、前週の同じ曜日を下回った日が続いており、全国と同様に減少傾向にあります。

一方、医療提供体制については、確保病床使用率が、直近では50%を下回った日があるものの、依然として医療機関等の負担が大きい状況が続いていることを踏まえ、現行の「感染拡大防止対策期」を9月25日（日）まで延長することとし、「B A. 5 対策強化宣言」の期間も併せて同日まで延長し、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を図ることといたします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制、職場での感染対策の再点検、居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）での注意喚起の徹底などのほか、感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たり、医療機関や保健所が発行する証明書¹の提出を求めないよう、ご協力をお願いいたします。

つきましては、貴社（団体）におかれましては、「県民の皆さまへのメッセージ」²（資料1）、「香川県 B A. 5 対策強化宣言」³（資料2）、「香川県からのお願い 『B A. 5 対策強化宣言』」⁴（資料3）を職員の皆様及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底に引き続きご協力をお願いいたします。

資料3については、県ホームページ（※）にデータを掲載していますので、引き続き、各関係先への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

（※）各関係先（施設や店舗、事業所、イベント関連施設など）において、目立つ場所に掲示いただきますようお願いいたします。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ba5sengen1.pdf>

・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/ba5sengen2.pdf>



○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 福江・佐藤
TEL 087-832-3350